

江戸川区本庁舎・区立公園内等における
自動販売機（清涼飲料水等）設置事業者
募集要項

令和7年12月
江戸川区

目 次

1	募集の趣旨	1 頁
2	募集スケジュール	1 頁
3	参加資格の要件	1 頁
4	自動販売機の設置条件等	2 頁
5	参加資格審査申込みの手続き	4 頁
6	参加資格審査結果の通知	5 頁
7	質問及び回答	6 頁
8	価格提案手続き	6 頁
9	設置事業者の決定	6 頁
10	契約の手続き	7 頁
11	契約の解除	7 頁
12	各種書類を作成する際の注意事項	7 頁
13	公募物件	8 頁

1 募集の趣旨

区施設及び公園（以下「施設」という。）利用者の利便性の向上及び公有財産の有効活用を図ることを目的に、江戸川区本庁舎・区立公園内等において自動販売機（清涼飲料水等）を設置する事業者を公募します。

2 募集スケジュール

(1) 参加資格審査の申込み	令和7年12月 8日（月）～令和8年 1月 9日（金）
(2) 参加資格審査結果の通知	令和8年 1月 19日（月）予定
(3) 質問受付	令和8年 1月 19日（月）～令和8年 1月 23日（金）
(4) 質問回答	令和8年 1月 30日（金）予定
(5) 價格提案書の受付	令和8年 2月 2日（月）～令和8年 2月 6日（金）
(6) 設置事業者の決定	令和8年 2月 13日（金）予定

3 参加資格の要件

次の要件を全て満たす法人又は個人に限り設置事業者として応募することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立て、又は、破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産開始手続の申立てがなされていない者であること。
- (3) 法人にあっては、東京都内に事業所（本店・支店又は営業所等）を有し、個人にあっては、江戸川区内で事業を営んでいること。
- (4) 3年以上継続して清涼飲料水等の製造・販売の実績を有している、若しくは、専ら自動販売機による清涼飲料水等の販売を業とする者であること。
- (5) 法令等の規定により、販売について許認可等を要する場合は、該当する許認可等の免許を有していること。
- (6) 直近2年間に、国税又は地方税に滞納がないこと。
- (7) 直近2年間に、江戸川区から指名停止処分を受けていないこと。
- (8) 江戸川区長及び江戸川区議会議員本人が経営に関与している事業者でないこと。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号又は第2条第6号の規定に該当しない者、及び江戸川区契約における暴力団等排除措置要綱（平成23年10月1日要綱第108号）に基づく区が締結する契約から暴力団等の介入を排除する措置に該当しない者であること。
- (10) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けている、若しくは過去に受けたことのある団体及びその役職員又は構成員に該当しない者であること。

- (11) 直近2年間に、江戸川区又は他の地方公共団体、若しくは国等の官公庁と自動販売機（清涼飲料水等）設置契約を2か所以上にわたりて締結した実績を有していること。

4 自動販売機の設置条件等

自動販売機の設置にあたっては、「江戸川区自動販売機の設置に係る行政財産の貸付けに関する要綱」及び「都市公園内の自動販売機の設置に関する要綱」に定めるもののほか、次の要件とします。

(1) 設置事業者の施設使用形態

① 物件番号1～25

地方自治法第238条の4第2項第4号の規定に基づき、土地又は建物の一部を貸付けるものです。

② 物件番号26～63

都市公園法及び江戸川区立公園条例に基づき、設置許可を与えるものです。

(2) 貸付期間（設置期間）

令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

なお、期間の更新はありません。期間満了後は新たに公募を行います。

(3) 貸付料（使用料）

江戸川区が設定した最低価格以上で申込みのあったもののうち、最高の応募価格を年間の貸付料（使用料）とします。

貸付料（使用料）は江戸川区の発行する納入通知書により、年間貸付料（使用料）を単年度ごとに一括して、江戸川区が指定する期限までに納付してください。

なお、貸付期間（設置期間）内に30日以上連続して、施設の維持管理に係る補修工事等のため自動販売機を使用できない場合、既納の貸付料（使用料）のうち、当該期間中の貸付料（使用料）を日割計算により返還を求めることができます。

(4) 自動販売機の大きさ

自動販売機の大きさは、放熱スペース及び使用済み容器回収箱の設置部分を含め、各物件説明書に示した設置範囲の大きさ以内とします。

(5) 売上報告

設置事業者は、自動販売機の毎月の売上金額等を江戸川区が指定する期日までに別に定める様式により報告してください。

(6) 光熱水費等

自動販売機の電気料等の光熱水費は、設置事業者の負担とし、設置事業者は、年間（1月1日から12月31日までの1年間をいう。）の光熱水費用等の実費を、納入通知書により江戸川区が指定する期限までに納入してください。

施設の電源から自動販売機までの配線、給排水管等の敷設に要する経費、証明用電気計器（区が一括して支払った電気料金を、自動販売機ごとの電気使用量に応じて使用量を図るために用いられる子メーター（計量法（平成4年法律第51号）に基づく検査に合格したものであり、有効期間内のもの）をいう。）等の設置に係る経費及び自動販売機を設置することによる施設の電源の改

修等に要する経費が必要となる場合は、設置事業者の負担とします。

(7) 原状回復

設置事業者は、貸付期間及び設置期間の満了又は貸付契約の解除及び設置許可の取消があつた場合は、速やかに原状回復してください。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を江戸川区に請求することができません。

(8) 遵守事項

設置事業者は、次に掲げる事項を遵守してください。

- ① 自動販売機の設置にあたっては、施設の景観、施設利用者の導線等に配慮するとともに、汚水樹等の設備の阻害にならないようにすること。
- ② 設置する自動販売機はヒートポンプ方式、ノンフロン型等省電力又は環境に配慮したものとすること。
- ③ 自動販売機の設置場所が公共施設であることを考慮し、デザイン及び外観については周辺環境に配慮したもの又はユニバーサルデザインの考え方を踏まえたものとすること。
- ④ 設置する自動販売機は、地震、風水害等（以下「災害」という。）が発生した場合において、江戸川区若しくは江戸川区の指定する施設の管理者（以下「施設管理者」という。）の指示、操作又は設置事業者による遠隔操作等により飲料を無償提供に切り替えることが可能な機種とし、別途、災害時における自動販売機販売品の無償提供に関する協定書により協定を締結すること。
- ⑤ 災害時において④による無償提供に関する協定書に基づき無償提供に切り替えた場合、設置事業者は、自動販売機内の在庫商品を施設の利用者又は職員その他の関係者（以下「利用者等」という。）に対して無償で提供するものとすること。
- ⑥ 自動販売機の管理及び販売品目に関すること以外の広告等の掲示は行わないこと。
- ⑦ 指定がある場合を除き、国内に広く流通及び認識されているお茶、水（ナチュラルウォーター、ミネラルウォーター等をいう。）、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース等の缶、ペットボトル、紙パック等の密閉式容器入りとし、酒類、アルコールテイスト飲料の販売は行わないこと。
- ⑧ 屋外の広場等においては、破損等による危険防止のためびん類の販売は行わないこと。
- ⑨ 飲料の販売価格は、標準小売価格を上回らないこと。
- ⑩ 自動販売機の設置にあたっては、JIS規格及び日本自動販売システム機械工業会が定めた安全対策における自主基準を遵守し、安全性を十分に確認するとともに、転倒防止対策、犯罪防止策等を行い、設置後は定期的に安全面に問題がないか確認すること。
- ⑪ 自動販売機の故障、問合せ及び苦情については、設置事業者の担当部署名と電話番号等（警備会社等を連絡窓口としている場合はその者も含む。）の連絡先を自動販売機の前面に明記し、設置事業者の責任において、迅速に対応すること。
- ⑫ 商品の補充、在庫管理、金銭管理等の自動販売機の運用及び使用済み容器の適切な回収とリサイクルは全て設置事業者が行い、常に清潔に保ち施設の美化推進に協力すること。
- ⑬ 食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）、日本自動販売協会及び日本自動販売システム機械工業会等が定めた関係法令等の遵守並びに徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は速やかに手続きを行うこと。

- ⑭ 自動販売機の設置及び撤去に要した工事費、移転費等の一切の費用は設置事業者の負担とすること。
- ⑮ 自動販売機設置、撤去作業等については、事前に主管課と協議のうえ調整すること。
- ⑯ 自動販売機を設置する際は、電源供給元を事前に主管課と協議し承諾を得ること。また、電源から自動販売機までの配管配線工事は電気工事士の有資格者が実施し、感電等の第三者被害を発生させぬよう適切に工事施工すること。

5 参加資格審査申込みの手続き

(1) 申込方法

受付期間中に、申込関係書類を受付場所まで直接持参してください。

なお、提出された書類は参加資格の有無にかかわらず返却しません。

(2) 受付期間

令和7年12月8日（月）から令和8年1月9日（金）まで

※土・日・祝日及び12月29日（月）から1月2日（金）は除く

午前9時から正午、午後1時から午後5時まで

(3) 受付場所

東京都江戸川区中央一丁目4番1号（江戸川区役所第三庁舎別館 2階）※9頁案内図参照

江戸川区 新庁舎・施設整備部 財産活用課 調整係

(4) 申込関係書類一覧

・法人

No.	申込みに必要な書類	備考	
1	参加資格審査申込書	様式1	
2	誓約書	様式2	
3	委任状（代理人を立てる場合のみ）	様式3	
4	商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	発行から3か月以内の原本	
5	①納税証明書 その3の3 「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明 ②納税証明書 その1（法人税） ③納税証明書 法人事業税（都税のみ）	発行から3か月以内の原本 (直近の年のもの)	各1通
6	都内に事業所があることが確認できる書類	様式は自由	
7	事業実績が確認できる書類	様式は自由	
8	設置する自動販売機の仕様が確認できる書類（カタログ等）	様式は自由	

※ No.3 「委任状」の代理人とは、代表者から委任を受けて価格提案、契約等を自己の名と責任において行う者を指します。単に価格提案の入力や書類の受け渡しをする担当者とは異なります。

※ No.5 「納税証明書」は納税額が0円でも必要です。①、②は税務署、③は都税事務所で入手できます。

- ※ No.6 「都内に事業所があることが確認できる書類」は他の申込関係書類によって確認できる場合は、提出不要です。
- ※ No.7 「事業実績が確認できる書類」は、3 参加資格の要件（4）、（11）が確認できる資料としてください。

・個人

No.	申込みに必要な書類	備考	
1	参加資格審査申込書	様式1	各 1 通
2	誓約書	様式2	
3	委任状（代理人を立てる場合のみ）	様式3	
4	商号登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	発行から3か月以内の原本	
5	身分証明書（商号を用いないで営業している方のみ）	発行から3か月以内の原本	
6	登記されていないことの証明書（商号を用いないで営業している方のみ）	発行から3か月以内の原本	
7	住民票の写し	発行から3か月以内の原本	
8	①納税証明書 その3の2 「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明 ②納税証明書 その1（所得税）	発行から3か月以内の原本 (直近の年のもの)	
9	事業を江戸川区内で営んでいることが確認できる書類	様式は自由	
10	事業実績が確認できる書類	様式は自由	
11	設置する自動販売機の仕様が確認できる書類（カタログ等）	様式は自由	

- ※ No.3 「委任状」の代理人とは、代表者から委任を受けて価格提案、契約等を自己の名と責任において行う者を指します。単に価格提案の入力や書類の受け渡しをする担当者とは異なります。
- ※ No.5 「身分証明書」は、本籍地の市区町村長が発行する身分証明書です。平成12年3月31日以前に禁治産者、準禁治産者として戸籍に記載されていないことの証明です。
- ※ No.6 「登記されていないことの証明書」は、平成12年4月1日以降に成年被後見人、被保佐人として登記されていないことの証明です。
- ※ No.8 「納税証明書」は納税額が0円でも必要です。①、②は税務署で入手できます。
- ※ No.9 「事業を江戸川区内で営んでいることが確認できる書類」は他の申込関係書類によって確認できる場合は、提出不要です。
- ※ No.10 「事業実績が確認できる書類」は、3 参加資格の要件（4）、（11）が確認できる資料としてください。

6 参加資格審査結果の通知

提出された書類を基に申込者の参加資格を審査します。審査の結果は、令和8年1月19日（月）までに参加資格審査申込書に記載されたメールアドレス宛てに送信します。その際、参加資格が認められた申込者には、参加資格通知書を送付します。

7 質問及び回答

価格提案に関する質問がある場合は、別紙「質問書」に質問内容を記入の上、電子メールにより送付してください。なお、質問は質問書によるもの以外は受け付けません。

質問及び回答の内容が、公平性の観点から周知すべき事項と判断される場合は、参加資格を有する応募者全員に電子メールにより通知します。回答に当たっては、質問者は公表しません。意見の表明と解されるもの、質問内容が不明瞭なものについては、回答しないことがあります。

① 質問受付期間

令和8年1月19日（月）から令和8年1月23日（金）午後5時まで

② 質問書送付先

メールアドレス：zaisankatsuyou@city.edogawa.tokyo.jp

宛 先：江戸川区 新庁舎・施設整備部 財産活用課 調整係

件 名：【事業者名】自動販売機設置事業者募集に関する質問

連絡先：03-5662-9017

※質問書を送付した際は、必ず送付した旨をご連絡ください。

③ 回答予定日

令和8年1月30日（金）

8 価格提案手続き

(1) 提出方法

価格提案をする方は、受付期間中に価格提案書（様式4）を直接持参してください。

なお、提出された書類は公募参加の辞退又は公募結果にかかわらず返却しません。

(2) 受付期間

令和8年2月2日（月）～令和8年2月6日（金）

午前9時から正午、午後1時から午後5時まで

(3) 受付場所

東京都江戸川区中央一丁目4番1号（江戸川区役所第三庁舎別館 2階）

江戸川区 新庁舎・施設整備部 財産活用課 調整係

(4) 入札保証金

入札保証金は免除とします。

(5) 価格提案後の辞退方法

受付期間内に限り、価格提案書を提出した物件の公募を辞退することができます。辞退する場合は、受付期間内に公募辞退申出書（様式5）を受付場所まで直接持参してください。

9 設置事業者の決定

(1) 封書により提出された価格提案書を開封します。

(2) 江戸川区が設定した最低価格以上の金額かつ最高の価格をもって応募した者を決定事業者とします。

なお、最高価格の応募者が複数いた場合は、当該応募者のくじ引きにより決定します。この場合において、くじを引く者がいないときは当該応募者に代えて当該事務に関係のない江戸川区職員がくじを引き決定します。

また、最低価格にあっては、価格提案書の開封前後ともに非公開とします。

(3) 設置事業者の決定は、令和8年2月13日（金）の予定です。

決定した設置事業者には書面により決定通知を行うとともに、江戸川区ホームページにて決定金額及び設置事業者の名称を掲載します。

10 契約の手続き

(1) 物件番号1～25

- ① 設置事業者に決定した者は、行政財産借受申請をしていただいた上で、原則として物件ごと に行政財産貸付契約書（屋内設置物件は行政財産（建物）貸付契約書、屋外設置物件は行政財産（土地）貸付契約書）を江戸川区と締結していただきます。
- ② 契約に関しては、新庁舎・施設整備部財産活用課調整係が設置事業者に連絡し、必要な手続きの説明を行いますので、その指示に従って手続きを進めてください。
- ③ 契約保証金は免除とします。

(2) 物件番号26～63

- ① 設置事業者に決定した者は、公園施設設置許可申請をしていただき、江戸川区が公園施設設置許可を出します。
- ② 設置許可手続きに関しては、公園施設を主管する所管部署より設置事業者に連絡し、必要な手続きの説明を行いますので、その指示に従って手続きを進めてください。

11 契約の解除

(1) 次のいずれかに該当する場合は、貸付契約の解除及び設置許可の取消をすることがあります。

- ① 江戸川区が、貸付及び設置許可物件を公用若しくは公共用に供するため必要とするとき。
- ② 設置事業者が、規則・要綱・募集要項・貸付契約書・設置許可書に定める義務を履行しないと認めるとき。

(2) ①以外で貸付契約の解除及び設置許可の取消を行った場合は、既納の貸付料及び使用料は返還しません。

12 各種書類を作成する際の注意事項

(1) 各種申込書類の記入の仕方

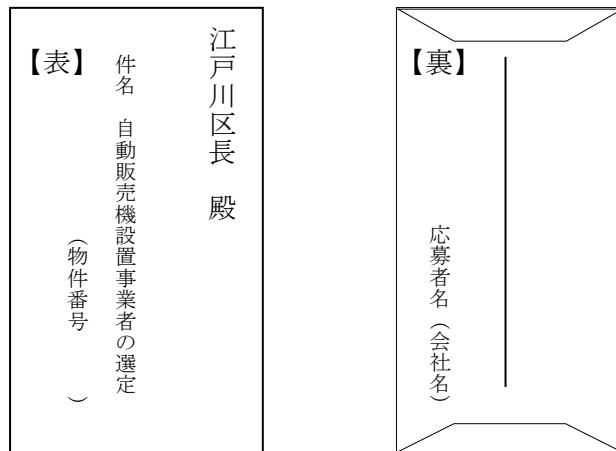
- ① 代表者及び代理人の所在地、会社名、事業所（営業所）名、役職名、氏名は、すべての書類において同じものを記載してください。
- ② 代理人とは、代表者から委任を受けて価格提案、契約等を自己の名と責任において行う者を指します。単に価格提案書の提出や書類の受け渡しをする担当者とは異なります。

(2) 價格提案書の記入と提出の仕方

- ① 價格提案書は応募する物件のみ提出してください。なお、複数の物件を応募する際は、物件ごとに価格提案書を分けて作成してください。（1物件=1価格提案書）
- ② 物件番号は、公募物件一覧に記載されている物件番号を記入してください。
- ③ 価格提案書の価格は、年額の税抜価格（消費税及び地方消費税に相当する額を加算しない金額）をアラビア数字で記載し、頭を￥でとめてください。
- ④ 屋内設置物件である物件番号1～21の貸付料及び物件番号40～41の使用料は、価格提案書の価格に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額となります。屋外設置物件である物件番号22～25の貸付料及び物件番号26～39、42～63の使用料については、価格提案書の価格となります。
- ⑤ 価格提案書の日付には、価格提案書の提出日を記入してください。
- ⑥ 代理人を立てている場合は、代理人の氏名等を記載してください。
- ⑦ 価格提案書のみを物件ごとに分けて封筒（長形3号以下のサイズのもの）に入れ、封緘して提出してください。（1物件=1価格提案書=1封筒）

なお、封筒には下図のとおり必要事項を記入してください。

封筒作成図



13 公募物件

別紙「公募物件一覧」、「物件説明書」の記載内容をご覧ください。

※R7年度の設置状況は別紙「R7年度設置一覧」のとおりですのでご参照ください。

【江戸川区役所第三庁舎別館 案内図】

